

令和 6 事業年度

監事の監査報告書

監 事 監 査 報 告 書

監事は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項^{*1}及び第 38 条第 2 項^{*2}の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の 2024 事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書等の監査を実施しました。

その監査の方法と結果について、下記のとおり報告します。

2025 年 6 月 24 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

監 事 三宅 正純

監 事 小林 洋子

¹ 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

² 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

I 監査の結果^{*3}

1. 業務監査の結果

- (1) 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、効果的かつ効率的に事業が運営されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は、相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められませんでした。
第4期中長期期間を通じた監事監査の総括として、H3ロケット初号機打上げ失敗、情報セキュリティインシデント事案等に対して、全役職員が真摯に受け止め、原因究明・再発防止等に取り組み対処したことを認めます。これは、内部統制を適切に機能させる執行態勢が確保されていることの証左であり、今後も不断のマネジメント改革によって、より強い組織への進化が続くものと期待します。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

2. 会計監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表及び決算報告書は、必要な事項を正しく示していると認めます。

3. 事業報告書についての意見

- (1) 事業報告書は、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(2018年9月3日設定)」に従い、機構の状況を正しく示していると認めます。

II 監査の方法及びその内容

監事は、「2024年度監事監査計画」に基づき、機構がその業務を、関係法規、業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、内部規程等に基づき適正に運営しているか(通則法第19条)、また、財務諸表等が適正であるか(通則法第38条)について、監事を補佐する監事室とともに、次の通り、監査を行いました。

³ 「独立行政法人の監事の監査報告の記載例について」(総務省行政管理局)に従った書き方とした

1. 監査の進め方

- (1) 監事は、理事長と監事の間の了解^{*4}に基づき、機構の協力を得て、次の監査活動を行いました。
 - 機構の事業運営に関する事項について資料の提出又は説明を求めること。
 - 会計に係わる事項について帳簿、書類等の提出を求め、これを検査すること。
 - 機構の事業運営及び財産の状況等について実地に調査し、説明を求めること。
 - 理事会議その他重要な会議に出席し、意見を述べること。
 - 機構の重要な意思決定に係わる文書等について、回付するように求めること。
- (2) 監事は、理事長、副理事長と、定期的会合をもち、機構の運営方針、課題等を確認するとともに、監査結果について意見交換しました。
- (3) 監事は、人材組織開発統括会議や情報セキュリティ委員会等の重要案件が議論される会議にオブザーブ参加し、役職員の意見をモニタリングするとともに、監事監査で得られた情報、意見等を適宜提供しました。特に、内部統制環境の改善については、新たに制定された「内部統制推進規程」等に基づき全機構的なリスクマネジメント体制が構築され、識別された経営レベルの課題に対して具体的対応に着手する等、その実効性を確認しました。
- (4) 監事は、「監査役監査基準」^{*5}及び「監事監査指針」^{*6}を参考としながら、機構の業務運営のリスク評価に基づき、「2024年度監事監査計画」を策定し、監査対象及び方法を選定して、監査を行いました。
- (5) 監事は、上記(1)から(4)までの監査を行うことによって、機構の業務運営の適正さや財務諸表等の適正さを判断するに必要な情報を得た、と判断しています。

2. 「マネジメント改革検討委員会」報告書に基づく内部統制環境改革等の取組み状況

- (1) マネジメント改革に係るアクションの実施状況
 - 報告書のアクションの実行について、「人材組織開発統括会議」において、部門を超えた建設的な議論が役職員間で進められていることを確認しました。設定された各部、部門の「人材ポートフォリオ」については経営と現場が一体となって目標達成に向けた具体的な取組みを継続することが重要と考えます。
 - 人的リソースの実態把握のために2025年7月から導入される全社的なエフォート記録により得られるデータを最大限活用し、人材育成、エンゲージメント、ダイバーシティ、健康・安全、コンプライアンス等、経営上の重要課題の解決に資する仕組みが構築されることを期待します。

⁴ 監事監査要綱(平成 15 年 10 月制定、令和 2 年 3 月 19 日改正)

⁵ 公益社団法人日本監査役協会、平成 27 年 7 月 23 日改定版

⁶ 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会 平成 26 年 12 月制定

(2) 内部統制環境改革

- 監査対象部署において、定常的な会議体を通じ、重要リスクを把握・管理する仕組みが整備されていることを確認しました。
- また、24年度から組織内のコミュニケーションを活性化し、早期にリスクを把握するために導入された「リスクコミュニケーションシート」については、その趣旨を理解し、部署内のコミュニケーションの促進や、職場環境改善活動に活用している部署が多く見受けられました。引き続き、この仕組みを定着させ、識別された経営レベルのリスクに対するアクションにつなげていただきたい。

3. その他重点監事監査項目

(1) 「宇宙戦略基金」(以下「基金」)の制度の運用状況に関する監査結果

- 各部署の基金に対する認識を確認するとともに、利益相反マネジメント委員会での議論、宇宙戦略基金事業部(以下「基金事業部」)や新任基幹職等との意見交換を通じ、テーマ選定段階から実行段階までの留意すべき具体的なリスク等の把握を行いました。
- 案件選定段階においては、関係府省とのテーマ調整、公募、外部有識者による審査等が利益相反の観点でも適切に管理運営されていると認識しています。特に、基金事業に関わる企業への兼業を点検し禁止する等の処置が行われていることも利益相反マネジメント委員会で確認しました。
- これまでJAXAが大学、企業等と共同研究を実施してきたテーマに関わる基金への応募については、基金事業部が制定した「技術開発マネジメントガイドライン」にて、公募から実行段階までの職員の関与の在り方が整理され、制約事項等が明確になっていることを確認しました。今後、選定された案件の実行段階において、ガイドラインに基づき適切に管理運営されているか監査を継続したいと考えます。
- その他、以下の課題を認識しており、早期の対応が望まれます。
 - ◇ 第2期以降に向けた運営体制の強化(特に、専門家だけでなく事業を支えるプロパー人材の確保)
 - ◇ テーマについての知的財産権の確認と、基金成果に対する知的財産権の確保

(2) 2023年度に発生したサイバーセキュリティ事案に関する監査結果

- 各監査対象部署の取組み状況に加え、セキュリティ・情報化推進部(以下、「セ情部」)、評価・監査部(情報セキュリティ監査担当)、外部有識者から招聘された最高情報セキュリティ副責任者等との意見交換を実施し、以下のとおり今後の課題等を識別しました。
 - ✓ 第1線による情報管理の課題
 - ◇ 各部署独自情報システムの自己点検の実効性

- ◇ 各部署が保有する重要情報の悉皆把握及び評価・分類
- ✓ 第2線、第3線の情報セキュリティ監査の課題
- ◇ 第1線による自己点検を検証する監査の在り方(抜き打ち監査等)

- 上記課題に対して、第2線であるセ情部においては、研究セキュリティ・研究インテグリティ強化の観点も含め、各原局において「情報セキュリティ対策基準」等に基づく情報区分やファイルへのアクセス制限が徹底されているか個別に検証する計画を立て、職員説明会等を実施しています。今後、こうした取組みを通じ、第1線部署ごとの対応状況を確認し、JAXA 全体の情報セキュリティ管理を強化することが肝要です。
- 人的リソースについては、専門性のあるセキュリティ人材をセ情部に集約する方向で「人材組織開発統括会議」にて調整されていることを確認しました。上記の第1線強化の観点で、人的リソース配置と整合した適切な責任分担が重要と考えます。

4. 経常監査

- (1) 監事は、理事会議をはじめ、プロジェクト進捗報告会、事業進捗報告会、安全審査委員会、環境経営推進会議などの重要会議に出席し、業務の状況や課題が経営層に的確に報告され対処されているか、法令等に基づき問題が無いのか、理事長の意思決定が合理的になされているか、を確認しました。
また、監事は、機構が通則法第19条第6項で定める書類を主務大臣に提出しようとするときには、当該書類の調査を行いました(2024 年度は、令和6年度決算関係書類の提出など)。
さらに、役職員等から内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的に報告を受けるとともに、コンプライアンス事案に係る委員会等に出席し、機構全体のリスクマネジメントの PDCA サイクルが有効に機能しているか、コンプライアンス違反防止体制が必要十分に整備されているか、経営方針が機構組織の末端まで伝達され咀嚼されているか、顕在化したコンプライアンス事案への再発防止等の対策が適切に行われているか、などに留意して監視・検証しました。
- (2) 監事は、機構の業務の状況は事業報告書に正しく示されているか、時宜に応じた情報が公表され、機構の説明責任が果たされているかについて、理事会議その他重要な会議や理事長が行う内部評価に出席し、あるいは、機構の業務運営における監査において、問題が無いことを確認しました。
- (3) 監事は、主要な事業所(筑波宇宙センター、相模原キャンパス、調布航空宇宙センター、鹿児島宇宙センター、角田宇宙センター)について監査を行い、当該事業所における事業が適切に行われているか、事業所としての運営及び管理、地元との連絡調整などに問題はないかなどを、関係職員との対話、書類閲覧、一部施設設備の实地調査等により確認しました。また、その他の事業所等につ

いては、バンコク駐在員事務所、クリスマス追跡所、能代ロケット実験場の往査を行いました。

さらに、主要な組織(総務部、ワークライフ変革推進室、宇宙教育推進室、追跡ネットワーク技術センター、環境試験技術ユニット、宇宙輸送技術部門(事業推進部、イプシロンプロジェクトチーム、H3 プロジェクトチーム)、第一宇宙技術部門(衛星利用運用センター))について、事業の実施状況、管理状況などを、関係職員との対話、書類閲覧等により確認しました。

(4) 契約の適正性についての監査

- 監事は、四半期毎に開催される契約監視委員会に委員として出席し、調達等合理化計画の点検を行うとともに、サンプリングによる個別契約の審議を行い、随意契約の適正性及び一者応札比率の改善に向けた取り組みの進捗状況を確認しました。
- 監事は、5 億円超の契約伝票(支出契約 703 件 4,255.1 億円及び収入契約 78 件 1,195.1 億円)の回付を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。
- 監事は、随意契約、参加者確認公募の適正性などを審査している契約審査委員会(開催 43 回、案件数 4,108 件)の報告を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。

(5) 財務諸表等の監査

- 監事は、財務部と必要に応じミーティングを行い、財務会計システムの運用状況等の確認を行いました。
- 監事は、毎月合計残高試算表等の報告を受け、主な勘定科目の増減理由などについて説明を聴取しました。
- 監事は、2024 年度の財務諸表及び決算報告書の提示を受け、宇宙戦略基金勘定や補助金繰越額増加等への対応状況などについて説明を聴取し、財務諸表等が必要な事項を正しく表示しているかどうか確認を行いました。
- 補助金繰越額が23年度比で大幅に増加していることについては、事業運営上の大きなリスクにはつながっていないものの、制度上、再度の事故繰越ができず一部計画を見直さざるを得なかったケースが確認されました。今後も厳しい予算事情を踏まえ、事業の進捗に応じた実行予算管理の組織横断的な見える化を進め、予見されるリスクに対するプロアクティブな対応を実施していただきたい。

(6) 会計監査人との連携

- 監事は、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な会計監査を行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、監査に立ち会う等、必要に応じた説明を求めました。

- 監事は、会計監査人から、2024 年度の会計監査計画の説明を受けるとともに、2024 年度の会計監査における留意点について意見交換を行うなど、会計監査人との連携に努めました。
- 監事は、会計監査人から、監査報告書の写しの提出並びに実施した監査及びその結果の報告を受け、監査報告の内容が適切であることを確認しました。

(7) 内部監査部門・業績評価部門との連携

- 監事は、評価・監査部と、定期的にミーティングを行い、内部監査やセキュリティ監査の状況及び結果並びに業績評価の状況及び結果を把握しました。

(8) その他

監事は、会計検査院が主催する決算検査報告説明会や独立行政法人・特殊法人等監事連絡会に出席したほか、他の独立行政法人及び国立研究開発法人の監事と情報交換を積極的に行い、監査の参考としました。また、日本監査役協会が提供するオンラインセミナー、監事情報交換会等に参加し、得られた情報を監事監査に反映しました。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定⁷において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項については、監事は、上記の監査活動の中で監査を行いました。

その結果、2024 年度における、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、理事長の報酬水準の状況及び保有資産の見直しについての機構の取組みは、妥当であると認めます。

以 上

⁷ ・独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日)
 ・独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成 21 年 12 月 25 日)
 ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日)
 ・独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日)

令和 6 事業年度

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和7年6月18日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

理事長 山川 宏 殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 村 彌 角

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 崎 聡 一 郎

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6事業年度の全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の全ての勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の各勘定及び法人単位の令和7年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、国立研究開発法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分）及び事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。国立研究開発法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために国立研究開発法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 国立研究開発法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに国立研究開発法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの令和 6 事業年度の全ての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び全ての勘定に係る勘定別決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 全ての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 全ての勘定に係る勘定別決算報告書は、国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、国立研究開発法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告書の「7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉」に含まれる「(2) 役員等の状況 ②会計監査人の名称及び報酬」に記載されている。

利害関係

国立研究開発法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上